

米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

1 2月4日午前0時45分頃、米海兵隊キャンプ・フォスター所属の一等軍曹(36歳)を北谷町北谷の町道で酒気を帯びた状態で乗用車を運転したとして、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕したとして報告があった。沖縄署によると、呼気から基準値以上のアルコールが検知されたとのことである。

5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づけたが、6月下旬の措置終了後も絶え間なく飲酒による事件は繰り返されている。

このような事件の続発は、県民に寄り添わない米軍人・軍属の姿勢の表れであり、一方で米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

日米両政府は、こうした事件・事故が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を深刻に受け止め、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成28年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 第3海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事